

保険税は忘れずに納めましょう！

◆保険税は国民健康保険を支える大切な財源です。

保険税は、国保加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費や、後期高齢者医療制度の支援、介護サービスの費用に充てられる大切な財源となっています。

いざというときに、みなさんが安心して医療を受けられるよう、保険税の納付にご理解・ご協力をお願いいたします。



納付は便利な口座振替で！

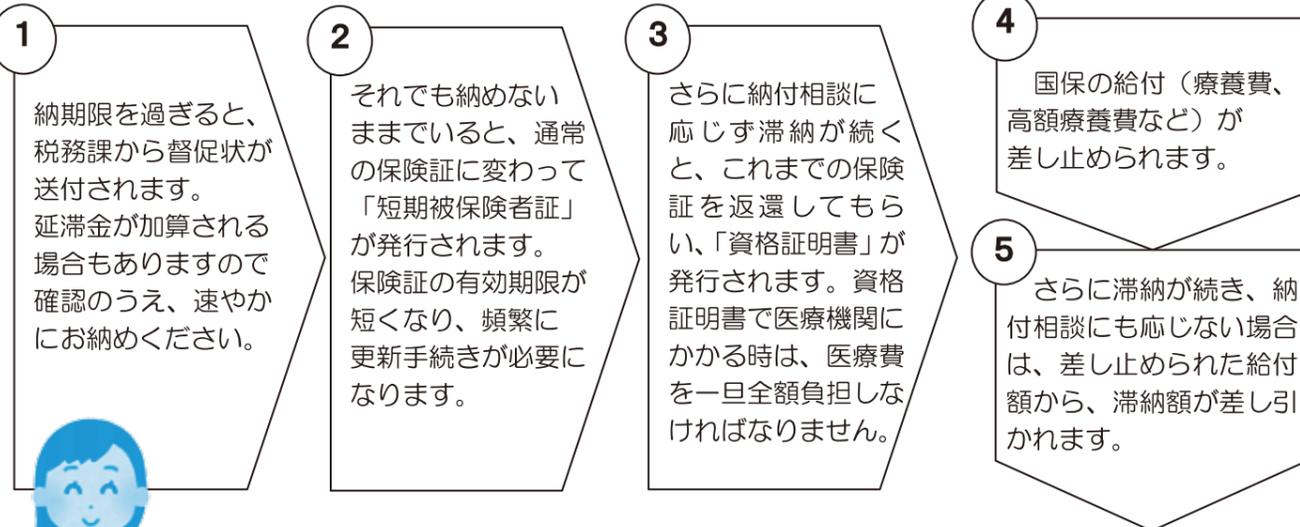
口座振替なら、窓口へ納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れもありません。また、翌年度以降も自動的に継続されるので、毎年手続きに行く必要もありません。

年金から特別徴収で保険税を納めている方も、口座振替に変更することができます。

保険税を滞納すると・・・相談はお早めに！

保険税を滞納すると、延滞金が加算され納付が不利になるばかりか、財産（預金・給与・不動産など）の調査を行い、差押えに至る場合もあります。納付方法などについてのご相談を随時受け付けておりますので、納付が困難な場合は、お早めに担当へご相談ください。

特別な理由がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられることになります。



保険税の軽減・減免制度、一部負担金の減免・徴収猶予の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

保険税の納付が困難なとき 減免：保険年金課国保担当 納税相談：税務課納税担当	失業、倒産、破産、災害や病気などやむを得ない事情により、生活が著しく困難になるなど保険税の納付が難しい場合は、保険税の減免制度や、納税の相談を受け付けています。 お早めに担当窓口にご相談ください。
医療費の支払いが困難なとき 保険年金課国保担当	失業、倒産、破産、災害や病気などの事情により、収入が一定の基準以下になり、医療費の支払いが困難になった場合は、病院などで支払う一部負担金の減免や徴収猶予制度があります。 担当窓口にご相談ください。

きたひろしま

国保だより

発行 平成28年7月
 北広島市保険年金課
 国保スタッフ
 TEL 011-372-3311
 (内線 707・704・658)

国保(国民健康保険)の届出にはマイナンバーが必要です

マイナンバー制度の施行に伴い、国保の手続きにマイナンバー記載と本人確認が義務付けられました。国保の加入・脱退や、各種給付申請を行うときはマイナンバーの記入をお願いします。その際、本人確認のための証明書の提示が必要です。手続きの際は、マイナンバーと合わせて、**本人確認書類**を持参してください。

国保の手続きを行う「世帯主」と、届出や申請の「対象となる方」のマイナンバーが必要です。

なお、代理人が手続きを行う場合、同一世帯であれば本人確認書類が、別世帯であれば併せて別途、「委任状」が必要となります。



本人確認書類とは

- 顔写真のある公的確認書類
 - ・ ・ ・ いずれか1点
 - * 個人番号カード
 - * 運転免許証
 - * パスポートなど
- 顔写真のないもの
 - ・ ・ ・ いずれか2点
 - * 健康保険証
 - * 年金手帳
 - * 医療受給者証
 - * 介護保険証など

国保 加入・喪失の手続きは14日以内に！

1 加入の手続きが14日以内にされない場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担になります。

また、保険税（国民健康保険税）は、届出をした月からではなく、国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることになります。（最高3年間）

2 喪失の手続きが遅れた場合

職場の健康保険に加入後、国保の保険証を使用して受診をした場合、国保負担分の医療費を返還していただくことになります。また、保険税を二重に払ってしまう場合があります。

ご注意ください！ 職場の社会保険等は、資格の取得日を遡ります。

社会保険の保険証は即日交付されませんが、資格の取得日から保険証が交付されるまでの間も社会保険で受診するものなので、国保の保険証を使って受診している場合は、至急さかのぼって保険を変更する旨、医療機関に届け出てください。

所得の申告が必要です 申告をしないと・・・

◆所得の申告はお済みですか？

所得の申告がされていないと、正しく保険税が計算できないうえ、高額療養費を支給する際、最も高い所得区分で判定され、本来支給されるべき金額より少なくなることがあります。

また、前年中の所得が一定基準以下の世帯に対して保険税の軽減制度がありますが、所得が把握できていないと、正しく判定されず軽減が適用されない場合があります。

所得のなかった方（未成年の方は除く。）や非課税所得のみの方も必ず申告してください。

交通事故などで、病院で治療を受けたときは



◆交通事故や傷害事件などにあったら

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から傷害を受けた場合でも、国保で治療が受けられます。ただし、加害者からすでに治療費を受け取っているときは国保は使えません。また、仕事上のケガ（労災保険の適用）や故意によるケガなどは、国保を使えないことがあります。

保険証を使ったら

早めに届出を

国保を使って治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに市役所国保担当に相談してください。

医療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、被害者に過失のない限り、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。

そのため保険診療した場合、加害者が負担すべき医療費は国保が一時立て替えて支払い、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。

示談をする前に

被害者と加害者の話し合いがについて示談をしてしまうと、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談をする場合は事前に、市役所国保担当にご連絡いただくとともに、示談は慎重に行い、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。

海外療養費を申請するときは



海外療養費とは、海外渡航中に急な病気やケガでやむを得ず現地で治療を受けた場合に、申請により支払った医療費の一部について払い戻しを受けられる制度です。ただし、治療目的の渡航による医療費などは、対象外となります。海外療養費の支給を受ける場合は、制度の内容を正しく理解して、手続きしましょう。

① 渡航先の国や医療機関によっては、医療費額が日本国内で治療を受けた場合と異なる場合があります。療養費は日本国内の保険適用額を基準に算定されます。

対象外となるケースとは

- 治療目的で渡航した場合（心臓や肺などの臓器移植、美容整形や歯列矯正など）
- 日本国内で保険適用とならない医療を受けた場合
- その他（日本出国から長時間（1年以上）経過している場合など）

海外療養費申請に必要なもの

- 療養費支給申請書（申請窓口にあります）●パスポート
- 診療内容明細書と領収明細書（外国語のものは日本語の翻訳を添付）
- 保険証●印鑑●マイナンバーと本人確認書類 ●調査に関わる同意書



整骨・接骨院で施術を受けられる方へ

◆保険証が使えるのは？

整骨院や接骨院で骨折、脱臼打撲及び捻挫の施術を受けた場合には、保険の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

単なる肩こりや筋肉疲労などに対する施術は、保険の対象にはなりません。不明な場合は接骨院等施術所窓口でお尋ねください。

◆治療内容について、市役所保険年金課国保担当よりお尋ねすることがあります。

整骨・接骨院にかかったときは、負傷部位や施術内容などの記録領収書を保管し、市役所からの問い合わせに回答できるようにご協力をお願いします。

特定健診の未受診者対策による電話勧奨の実施について

◆毎年特定健診を受けましょう

特定健診は、40歳から74歳の方を対象とした生活習慣病であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。

健診を受けることで、健康状態を知ることができ、自覚症状のない生活習慣病など病気の早期発見や予防に役立てることができます。

今年度は、平成27年度に受診のない方を対象に、健康づくり疾病予防のため、是非とも健診を受けていただきたく、北広島市が委託した業者のコールセンターから、下記のとおり電話による受診勧奨を行います。

まだ、受診されていない方も、特定健診を受けて年に1回健康チェックをする習慣をつけましょう。

※なお、電話勧奨では、還付金等金銭の振込みを依頼することは絶対にありません。

対象となる方 未受診の方

実施期間 平成28年9月から 土日休日を含め9時から20時まで

委託業者 株式会社 ウェルクル

※すでに健診を受診済みまたは、予約済みの方は行き違いですので、ご了承ください。業務の効率化を図るため、民間事業者に委託して実施します。ご理解とご協力をお願いします。



平成28年度の健康川柳賞は9月4日の元気フェスティバルで発表

北広島市国保では、特定健診の受診率向上のため、健康・健診をテーマに「健康川柳・標語」を募集しています。9月4日（日）に総合体育館で実施する元気フェスティバル2016で、健康川柳賞の発表表彰と応募された全作品の展示を行います。

ぜひ、ご来場のうえ、日頃の健康への思いを短い言葉に込めた楽しい作品をご覧ください。「なるほど」と、納得の作品に出会えるかもしれません。

H27年度健康川柳賞作品

『食事中 夫婦の会話も 栄養素』 りくちゃんさん 作品

H26年度健康川柳賞作品

『健診で ひろがる笑顔 元気まち』 チューリンさん作品



医療費負担を軽くするためにジェネリック医薬品を活用しましょう。。。希望シール配布中

ジェネリック医薬品は、「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に、販売が許可される医療用医薬品のことをいいます。有効成分やその含有量は新薬と同じで、品質、安全性が同等とみなされています。ジェネリック医薬品は新薬と比べ、3割から5割程度安価で提供されるため、医療費の節約につながります。ただ、全ての新薬に対して当てはまるわけではなく治療内容にもよりますので、まずは、医師や薬局に相談して、上手に活用してみましょう。

なお、市役所国保担当窓口や市役所出張所窓口では、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品希望の意思表示ができる「希望シール」を配布していますのでご利用ください。



還付金詐欺にご注意ください！
市役所が市民の皆さんに対してATM操作を依頼することは絶対にありません。